弁護士 大関太朗の レターケーション

Vol. 114

日傘



2年前の記事で日傘を使用するようになったことをお伝えしていました。以来、ホネの折れた折りたたみ式の日傘をだましだまし使っていたのですが、今般、ようやく新しい日傘を購入しました。

今回は折りたたみ式ではない通常の日傘を選びました。こちらの方が壊れにくいだろうという判断からです。ですが、バッグに収納できないため、電車に乗った際、買った初日に電車内に忘れてしまいました。

すぐに気づき、なんとかその日のうちに回収することができましたが、駅員さんに探してもらっている間は気が気ではありませんでした。これからは日傘が壊れる不安ではなく、日傘を無くす不安と戦うことになりそうです。

とりあえず日本の治安の良さに感謝です。

落とし物の届出

10年以上前にジョギング中に落とし物の財布を拾ったことがあります。

最寄りの警察署まで駆け込み、 落とし物を届けたところ、後日、 落とし主からお礼の電話をいただ きました。

遺失物法では5~20%の報労 金をもらえることになりますが、 落とし主が学生さんであったた め、報労金は辞退しています。

保証契約

保証契約とは、誰かが借金をする場合、借金が返せないときに備え、それを肩代わりすること を約束することです。

知人からのお願いにより安易に保証人となり、その後、知人が借金を返済せずに夜逃げしてしまったため、借金取りから返済を迫られるというような話を聞くことがあります。

保証人にとっては酷な制度ということで、平成16年に法律が改正され、保証契約をする際には必ず契約書を作成しなければならなくなりました。保証人の責任を覚悟して書面にサインしてねということです。ですが、実務上は、これよりも前から保証人にも書面にサインをさせていましたので、大きな変化はありませんでした。

その後、さらに法律が改正され、令和2年には、①極度額を定めない根保証は無効、②法人や個人事業主が融資を受ける場合、法人の役員や個人の共同事業者以外は公証人による意思確認手続が必要となりました。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL http://mo-law.net/ 営業時間:9:00~18:00 (平日) 土・日・祝日相談可能 (要相談)

弁護士紹介 **大関 太朗**

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録(登録番号:35538)

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設